解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年十月十七日開催の臨時社員総会決議並びに兵庫県知事の認可により、平成二十八年十一月二十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十七日

兵庫県西脇市野村町一二五七番地の一

医療法人社団生野医院

清算人　生野　哲雄

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十八年十二月二十一日明石市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十七日

兵庫県明石市中崎一丁目五番一号　明石市土地区画整理協会内

明石市西脇土地区画整理組合

代表清算人　寺嶋　勇

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年十二月二日阿久根市長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年一月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年一月十七日

鹿児島県阿久根市多田二一二一番地一

清算法人阿久根市折多土地改良区

清算人代表　庵　重人

配当公告

北海道釧路市南大通一丁目二番三号

破産者　山本商事株式会社

右の者に対する釧路地方裁判所平成二十四年（フ）第二〇七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金七一五、〇五九、三六〇円

一、配当をすることができる金額

金八、五六四、八五七円

平成二十九年一月十七日

北海道釧路市住吉二丁目一三番一七号

破産管財人　弁護士　小笠原　寛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市宮城野区榴岡五丁目一三番地四、最後の住所宮城県名取市手倉田字山二〇八番地の一　松寿園　被相続人　亡　髙村フサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十七日

仙台市青葉区一番町一丁目一六番二三号

一番町スクエア三階

相続財産管理人　弁護士　飯尾　正彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大田原市若草一丁目一五三六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　櫻岡三郎平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十七日

栃木県大田原市中央二丁目二番五号

相続財産管理人　弁護士　高田　直之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県多野郡上野村大字新羽三五二番地一、最後の住所群馬県高崎市中室田町二二五四番地　被相続人　亡　中澤　キク

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十七日

事務所群馬県高崎市上中居町一三九番地一

松井ビル二階

相続財産管理人　弁護士　反町　大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県さくら市喜連川四二四四番地二、最後の住所東京都品川区東五反田五丁目一〇番五―三〇三号　被相続人　亡　齊藤　文子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮村　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県さくら市喜連川四二四四番地二、最後の住所東京都品川区東五反田五丁目一〇番五―三〇三号　被相続人　亡　齊藤　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号丸の内マイプラザあさひ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮村　啓太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区大原二丁目一七番、最後の住所東京都世田谷区梅丘三丁目一四番一四号　被相続人　亡　厚地　訓

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十七日

東京都千代田区永田町二丁目一四番二号山王グランドビル四〇四号室山王法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川　徹也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍朝鮮、最後の住所東京都中央区日本橋茅場町三丁目三番八号　被相続人　亡　具　次龍（通称木下次郎又は木下二郎）

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十七日

事務所東京都千代田区神田多町二―一一カツミビル五階弥生共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川村　理

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市飯山満町三丁目一五四五番地一、最後の住所東京都江戸川区一之江六丁目一三番三号巴マンション二〇一　被相続人　亡　土田　和彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十七日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　奥原　玲子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都葛飾区宝町二丁目八番、最後の住所東京都葛飾区堀切三丁目二九番六―五〇二号ワコーレ堀切菖蒲園　被相続人　亡　今川　由彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月十七日

東京都千代田区丸の内二丁目五番二号三菱ビル九六四五区千代田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　千代田有子

（登録姓　中嶌）

第5期決算公告　平成29年1月17日

東京都足立区南花畑一丁目2番6号

株式会社ろく

代表取締役　中正　雄一

貸借対照表の要旨（平成28年9月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	329,781
	固定資産	229,376
	資産合計	559,157
負債及び純資産の部	流動負債	57,834
	（賞与引当金）	(9,911)
	固定負債	451,339
	株主資本	50,030
	資本金	44,000
	利益剰余金	6,030
	その他利益剰余金	6,030
	（うち当期純利益）	(27,304)
	評価・換算差額等	△47
	有価証券評価差額金	△47
	負債・純資産合計	559,157